

令和2年9月和水町議会第3回定例会会議録

令和2年9月3日和水町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和2年9月3日午前10時00分招集
2. 令和2年9月3日午前10時00分開会
3. 令和2年9月3日午前11時56分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池恭一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	西原利沙
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長兼農林振興課長	富下健次	会計管理者	泉 法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	住民課長	有働和明
農業委員会事務局長	松尾 修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前渊康彦	病院事務部長	池上圭造
特養施設長	樋口幸広		

12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	承認第12号 専決処分の承認について(令和2年度 和水町一般会計補正予算)

(第6号)

日程第6	議案第58号	和水町手数料条例の一部改正について
日程第7	議案第59号	和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第8	議案第60号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第61号	和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第62号	和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について
日程第11	議案第63号	和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第64号	令和2年度 和水町一般会計補正予算(第7号)
日程第13	議案第65号	令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第66号	令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第67号	令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第68号	令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第69号	令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)
日程第18	議案第70号	令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第71号	令和2年度 和水町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第20	議案第72号	物品購入契約の締結について
日程第21	議案第73号	財産の処分について(旧菊水東小学校・土地)
日程第22	議案第74号	財産の無償譲渡について(旧菊水東小学校・建物等)
日程第23	議案第75号	権利の放棄(病院事業診療費)について
日程第24	認定第1号	令和元年度 和水町一般会計歳入歳出決算
日程第25	認定第2号	令和元年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第3号	令和元年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第27	認定第4号	令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第28	認定第5号	令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第6号	令和元年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
日程第30	認定第7号	令和元年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第31	認定第8号	令和元年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第32	認定第9号	令和元年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第33	認定第10号	令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第34	認定第11号	令和元年度 和水町病院事業会計決算

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和2年第3回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番齊木幸男君、4番坂本敏彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第3回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日常生活のあらゆる営みにおいてふだんの生活を自粛、あるいは縮小するなどの御協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

町議会ではこのような状況に対処すべく、町当局と連携しながら必要な施策実現に向けた取組を行っております。議会と町当局が情報を共有しながら互いの使命を果たす、この関係性によって町民の皆様の利益に貢献してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスとの戦いは持久戦とも伝えられております。引き続き町民の皆様方の御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会の提出された諸議案は、専決処分承認1件、条例6件、補正予算8件、その他4件、決算11件報告1件の計31件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、新型コロナウイルス感染症防止対策を図りながら、諸般の議事運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会、監査委員、病院長の説明の出席を要請しております。

諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況について、別紙にてお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

本日は、令和2年第3回定例会を招集お願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営におきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せられ、様々な御意見とともに叱咤激励を頂いておりますことに敬意を表しますとともに、加えて御理解と御協力を頂いておりますことに心より感謝を申し上げます。

通常であれば、前回の町議会定例会以降の主な行事につきまして報告しておりますが、御承知のとおり、7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業や行事が中止や延期、そしてまた規模縮小を余儀なくされております。そのため、今回は別紙にお配りしました行政報告書により行政等の報告と代えさせていただき、豪雨災害と新型コロナウイルス感染症への対応について御説明を申し上げます。

まず、7月に発生した豪雨災害についてであります。7月3日から4日にかけて、熊本県南部で猛烈な大雨が降り、一級河川の球磨川が氾濫、決壊し、多くの冠水や浸水被害が発生し、人命に関わる被害も発生をいたしております。

この場を借りまして豪雨の犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました多くの皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧、復興を願うものであります。

また、7月6日から8日にかけては熊本県北部においても猛烈な雨が降り、和水町でも多くの

被害が発生をいたしました。被害状況は農地関係が約400件、うち約150件が大規模災害となっており、道路・河川関係が140件、うち80件が大規模災害となっております。

被害額は8月末現在で約14億円となり、このほかに県道や県管理河川でも大きな被害が発生をいたしております。町といたしましては、一刻も早い災害復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

このように近年にない大きな災害ではありましたが、幸いにも和水町では人命に関わる被害は出ておりません。これもひとえに町民の皆様の防災に対する意識の高さのおかげと心から感謝を申し上げるところでございます。

今後とも住民の皆様と共に、安全・安心に生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、7月下旬に有明保健所管内におきましてクラスターが発生し、8月4日には熊本県のリスクレベルがレベル4、特別警戒へ引き上げられました。これまで和水町では感染は確認されておりませんが、近隣市町では多くの感染が確認されており、いつ和水町で確認されてもおかしくない状況となっております。

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底は元より、3つの密の回避を初め、新しい生活様式の実践に一層取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

町では新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた町民の皆様を支援するために、和水町生活応援商品券、和水町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金、高校生・大学生等への生活応援給付金を三本柱とする事業を行っております。

まず、和水町生活応援商品券につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた町民の皆様の生活や地域経済の活性化を支援するものですが、既にほとんどの町民に1人当たり5,000円の商品券を交付しております。8月末現在で53.6%の2,617万円の換金が完了いたしております。

また、和水町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金につきましては、国の持続化給付金の対象とならない、売上げが20%以上50%未満減少している中小企業者等を対象に10万円を交付するものですが、現在11件の申請を受け付け、交付が完了いたしております。申請は令和3年1月15日までとなっておりますので、今後も周知に努めてまいります。

3つ目の高校生・大学生等への生活応援給付金につきましては、高校生2年生・3年生を扶養する世帯に1万円、大学生等を扶養する世帯に10万円を給付するものですが、8月31日申請期限までに高校生を扶養する世帯の91%、136世帯、大学生等を扶養する世帯の69%、147世帯への給付が完了しております。

なお、国から1人当たり10万円が給付されます特別定額給付金につきましては、8月13日に申請期間が終了しましたが、和水町では99.9%に当たる3,836世帯9,785名から申請があり、全て振込を完了いたしております。

例年であれば、町の一大イベントであります和水町古墳祭や町民体育祭等の多くの行事が開催される時期でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ほとんどが中止や延期、規模縮小等の対策を取っている状況でございます。

その他の主な行事につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りいたしております議案書のとおり、条例改正等の議案が6件、一般会計及び特別会計の補正予算議案が8件、専決の承認についての議案が1件、その他の議案4件を合わせまして19件の議案と、令和元年度の決算承認事案11件、報告事案1件を上程いたしております。

特に一般会計補正予算は、国の二次補正におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることとなり、この使途、内容につきまして掲示をいたしておりますので、御審議よろしくお願いをするところでございます。

なお、一般会計補正予算の議案を含む各議案の詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び開会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告を終わりました。

日程第5 承認第12号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第6号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、承認第12号「専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 承認第12号、専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第6号））の専決処分について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について同条第3項の規定により、次のとおり報告し、承認を求めるものでございます。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

承認第12号の予算書の表紙、裏面を御覧いただきたいと思っております。

令和2年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,085万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億194万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年8月27日専決、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出予算について御説明を申し上げます。6ページを御覧いただきたいと思っております。

3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、旧老人福祉センター施設費に1,085万9,000円を追加いたします。これは、旧老人福祉センター汚染の除去に係る予算の追加補正でございます。これ

まで令和2年6月議会で当該事業に係る予算2,896万9,000円を承認いただいたところです。その後、汚染土の除去工事を進めてまいりましたが、汚染土の広がり当初の見込みを上回り、予算内での処理ができなくなりました。よって汚染土の運搬処理をストップしたものの、これ以上工期が遅れると宅地造成工事の遅れや汚染土の運搬に欠かせない特殊車両の確保等が困難となる可能性が考えられることから早急な対応に迫られ、専決により補正を行ったものでございます。

歳入は財政調整基金繰入金補正により対応をいたしております。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第58号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第58号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第58号、和水町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

議案第58号、和水町手数料条例の一部改正について、和水町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町手数料条例の一部を改正する条例、和水町手数料条例（平成18年和水町条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中、「個人番号通知カードの再交付」及び「1枚につき500」を削る。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第50号）による一部改正に伴い、この条例を改正する必要がある。これがこの条例を提出する理由でございます。

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人番号の提供等に関する省令の一部を改正する省令による一部改正では、通知カードが廃止されました。

よってこのたび和水町手数料条例の通知カードに関する記載を削除するものでございます。

改正部分については、新旧対照表2ページの上から5行目、「個人番号通知カードの再交付」及び「1枚につき 500」を削るものでございます。

以上で議案第58号、和水町手数料条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第59号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第59号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第59号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。議案書の4ページを御覧になってください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

まず、この条例の概要を申し上げます。

平成24年度に制定されました、子ども・子育て支援法により、従来の認定こども園、保育所、幼稚園の3施設以外である家庭的保育事業の施設も待機児童の解消を目的として新たに公的給付の対象となったため、この家庭的保育事業の施設の認可に伴う基準を定めた条例となります。

この家庭的保育事業は4つの事業に分類されます。1つ目が保育者の居宅にて保育する家庭的保育事業、2つ目が19人以下で保育をする小規模保育事業、3つ目が保護者の自宅で1対1の保育をする居宅訪問型保育事業、4つ目が企業等の事業所内で保育する事業所内保育事業の4つになります。

この改正の概要でございますが、今申し上げました4つの保育事業の代替保育に係る連携施設の確保に伴う義務の緩和や家庭的保育者に対する食事提供の外部委託の拡大など各種の基準を緩和する改正が主なものになります。

今回提案する改正案は、施設にとっては各種基準が緩和されることにより、より運営がしやすく、利用者は利用しやすい内容の改正となっております。また、この改正に併せまして、条例の文言等の不備を補う改正も一緒に行っております。

以上で議案第59号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましての御説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第60号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第60号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第60号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。議案書の11ページを御覧になってください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

この条例の概要を申し上げたいと思います。まず、特定教育・保育施設と特定地域型保育施設がどういうものか説明いたします。

特定教育・保育施設とは認定こども園、保育所、幼稚園の3施設のことをいいます。和水町でいいますと、町内の4つの園が該当いたします。

また、特定地域型保育施設は、先ほど和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で説明いたしました家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つになります。

今申し上げました施設の運営につきまして、町が定める条例の基準に該当するかどうかの判断をするために必要な事項を定めた条例となります。

今回の改正の主なものといたしまして、昨年10月に特定教育・保育施設である認定こども園、保育所、幼稚園を利用する3歳以上の全ての子供の利用料が無償化された内容の改正とゼロ歳から2歳までの子供について従来の生活保護世帯等に加えまして、住民税非課税世帯の利用者が新たに無償化になったことに対する改正です。

また、この無償化により、食事の提供に要する費用の取扱いも変更となったことによる内容の改正も含まれております。

以上で議案第60号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第61号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第61号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第61号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

まず、放課後児童健全育成事業の説明をいたします。放課後児童健全育成事業とは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対しまして、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えまして、その健全育成を図ることを目的としました事業のことになります。要するにこの事業は学童保育のことを指します。

それでは改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。2ページ目を御覧ください。右が改正前、左が改正後となります。

まず、第10条第3項におきまして放課後児童支援員の資格に関する条件が、都道府県知事が開催いたしました研修終了者のみとなっておりますが、指定都市もしくは中核市の長が開催し研修終了者も放課後児童支援員として認められることが追加されております。これは研修の実行機会を拡大するための改正となっております。

次に附則の第2条の職員に関する経過措置でございますが、先ほど申し上げました第10条第3項の放課後児童支援員の資格に関する条例の経過措置を令和2年3月31日までの期限を令和5年3月31日まで延長することになります。これは令和元年法律第26号による児童福祉法の改正により、令和2年4月以降基準省令第10条に定める人員基準が参酌基準化されたため、市町村独自に放課後児童支援員の研修受講の猶予期間を延長することができるようになったことによる改正でございます。

以上で、議案第61号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第62号 和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第62号「和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） ただいま議題となりました議案第62号、和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

和水町林業関係分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由を御説明申し上げます。治山事業の実施に伴う関係受益者の公平・公正を期すため、分担金の徴収に関し必要な事項を定めるため条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提

出する理由であります。

改正の内容といたしましては、第2条に「その他治山事業」を加えるものです。

以上で議案第62号、和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第63号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第63号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第63号、和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員等に関する条例の設置等に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明いたします。

第1条、和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、第3項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第4条の次に、次の1条を加える。

初任給調整手当、第4条の2、初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対して支給する。

続きまして、和水町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正でございます。

第2条、和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第3条」の次に「、第4条の2」を加える。附則として、「この条例は令和3年4月1日から施行する。」です。

町立病院の薬剤師が今年度退職に当たり、採用を募集した折に近隣の公立病院を調査しましたところ、給与に格差があることを確認しました。その格差を解消するために今度の初任給調整手当を新設し、近隣の公立病院との均衡を図るための条例の一部改正が必要でございます。

以上で議案第63号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第64号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第64号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第7号）」

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第64号、令和2年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

議案書表紙裏面を御覧いただきたいと思います。令和2年度和水町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,529万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6,723万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。1ページをお開きください。まず、歳入予算の主なものについて説明を申し上げます。

10款、地方特例交付金を412万3,000円追加補正をするものです。そのうち1項、地方特例交付金に412万3,000円を追加します。これは、個人住民税減収補填特例交付金等で減収となった地方特例交付金の確定を受けて補正するものでございます。

11款、地方交付税の補正額として7,814万1,000円を追加し、31億4,348万4,000円とするものです。交付税の決定通知を受けて補正するものでございます。

その下、13款、分担金及び負担金について、1項、分担金に227万4,000円を追加いたします。これは、7月の豪雨の災害復旧に係る単県治山事業費等などの受益者の分担金でございます。

その下、15款、国庫支出金に2億5,538万4,000円を追加いたします。1項、国庫負担金は障害者育成医療給付費事業負担金です。2項、国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等でございます。3項、国庫委託金は菊池川菰田の計石に係る文化財調査に係るものでございます。

その下、16款、県支出金に1,987万2,000円を追加いたします。1項、県負担金は障害者医療給付事業負担金です。2項、県補助金は介護予防補填整備補助金や新型コロナウイルス感染対応総合交付金、また、単県治山事業災害復旧補助金等でございます。

その下、17款、財産収入に1,551万6,000円を追加します。1項、財産運用収入は基金利子によるものです。2項、財産売払収入は旧菊水東小学校の用地売払いに係るものでございます。

その下、18款、寄付金に5,000万円を追加いたします。ふるさと応援給付金の追加補正です。

その下、20款、繰越金に4億3,975万7,000円を追加します。財源調整によるものでございます。

21款、諸収入に22万3,000円を追加します。4項、受託事業収入として後期高齢者医療広域連合からの受託事業である保健指導に係る分の補正でございます。5項、雑入は農政関係の機構集積協力金等の返還金が生じたために各種団体からの返還金を雑入として受け入れるものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続いて、歳出の主なものについて説明を申し上げます。9ページを御覧いただきたいと思ます。

まず、歳出の款項目の給与、職員手当等につきましては、人事異動等によるものですので説明を省略させていただきます。

また、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした内容がかなり多くありますので、以下新型コロナウイルス地方創生交付金と略称して説明を申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費に2億6,989万6,000円を追加します。財政調整基金への積立金、2億7,000万円が主なものでございます。これは地方財政法第7条で決算の剰余金2分の1以上の額を翌々年度までに積み立てなければならないという法に基づき、積み立てるものでございます。

令和元年度の決算では剰余金となる実質収支額が9億6,188万6,780円ですので、2分の1以上の額となる4億8,100万円を今申し上げました財政調整基金と、もう一つ災害対策基金に積み立てることとしております。

その下、5目、財産管理費に220万5,000円を追加します。主な支出といたしまして、本庁大会議室の音響整備のための工事請負費を追加いたします。財源は新型コロナ地方創生交付金でございます。

その下、6目、企画費に8,010万4,000円を追加します。主な補正内容は、7節、報償費、ふるさと応援寄附金謝礼返礼基金、11節、役務費、ふるさと納税に係る事務手数料・広告料、638万円でございます。

10ページ14節、工事請負費から17節、備品購入までの移住定住促進のためのお試し暮らし住宅や移住定住センターの整備に係るものです。新型コロナウイルスによる都会からの移住者受入れのための事業で、いずれも新型コロナ地方創生交付金を財源とするものでございます。

24節、積立金にふるさと応援寄附金基金に2,512万円を積み立てることとしてしております。

その下、7目、支所費に278万9,000円を追加いたします。これも新型コロナ地方創生交付金を財源として、支所玄関を自動ドアへと改修するものでございます。

8目、電子計算費に820万5,000円を追加します。これも新型コロナ地方創生交付金を財源とし、3密を避けるため、人事評価入力のための病院、特老へのパソコン等の環境整備を行うものです。また、国や県、各種団体等とのオンライン会議のための環境整備として本庁、支所、各公民館、神尾保育園、特養、病院へパソコン等の機器20台を設置するものでございます。併せて病院、特養への議会中継システムの映像ユニットの環境整備を行います。

その下、10目、地域づくり推進費に100万円を追加します。地域おこし協力隊の住宅改修の予算として計上をいたしております。

11ページを御覧ください。

2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費に134万7,000円を追加

します。17節、新型コロナ地方創生交付金による非接触型自動精算機購入によるものです。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費に4,126万2,000円を追加いたします。新型コロナウイルス地方創生交付金を財源に10節、消耗品として消毒液、自動噴霧器など、17節、備品購入費としてスポットエアコンや大型ファンなど、18節、負担金補助及び交付金として18歳以下の子育て世帯へ1人一律2万5,000円を給付するものでございます。

12ページを御覧いただきたいと思ひます。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育園費に606万3,000円を追加いたします。7月豪雨時に保育室を含め4部屋の雨漏りが判明したため改修するものです。

13ページを御覧いただきたいと思ひます。

4項、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費に1,949万6,000円を追加いたします。14節、工事請負費、17節、備品購入費、18節、負担金補助及び交付金まで新型コロナウイルス地方創生交付金を充当いたします。18節の感染症拡大防止対策支援補助金は、町内事業者の3密防止のための取組への補助金でございます。上限10万円までの補助といたしております。

6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務振興費に830万6,000円を追加します。主な内容は、18節、販売促進対策補助金としてイチゴ、ナス、スイカなどの生産組合への補助金でございます。

その下、3目、畜産費に1,428万円を追加します。酪農及び肉用牛経営支援給付金として牛1頭当たり2万5,000円を交付するものです。いずれも新型コロナウイルス地方創生交付金を充当いたします。

14ページ下の段の6項、農林水産業費、2項の林業費、2目、林業振興費に424万6,000円を追加します。14節、工事請負費に林道干ばつ作業道維持工事として蜻浦作業道路路面工事、またその下、災害復旧の工事請負費として板楠・東蜻浦区2か所の分を計上いたしております。

また、18節には新型コロナ地方創生交付金を財源として、木材価格下落の支援として1㎡当たり上限2,500円を交付するものでございます。

15ページを御覧いただきたいと思ひます。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費に741万7,000円を追加します。これは、18節プレミアム商品券事業への補助金等によるものです。商品券1万円で購入し1万3,000円分使用できるものです。また、飲食店限定の食事券といたしまして、3,000円で購入し5,000円分使用できるものでございます。いずれも新型コロナ地方創生交付金を充当いたしております。

続いて3目、観光費に2,093万8,000円を追加します。主なものといたしまして、工事請負費のフリーWi-Fi設置工事を計上いたしております。菊水ロマン館、肥後民家村、三加和温泉、緑彩館、金栗四三生家、田中城に計画をいたしておるところでございます。

16ページを御覧いただきたいと思ひます。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路新設改良費（単独）に350万円を追加いたします。これは旧南小学校跡地への企業誘致の計画推進に当たり、旧南小学校入り口の牧野蜻浦線の進入路と南小線の基本設計を行うものです。進入路の位置を3パターンに絞り、それらに係る工

事等をこの基本設計で把握するものです。その結果を踏まえ、事業効果、事業規模を検討し、事業実施の有無を判断、将来への計画に反映させることといたしております。

続いて、中ほどにあります1目、住宅管理費に401万5,000円を追加します。これは、国から急傾斜地に大規模な盛土による宅地等の造成の調査がっております。今年度実施するものですが、国庫補助金が2分の1でございます。ちなみに1年遅れで来年度に実施しますと3分の1になりますので、今年度実施を行うものでございます。

その下消防費の5目、災害対策費に2億2,072万4,000円を追加します。新型コロナ地方創生交付金を財源として、避難者の密防止のため駐車場への避難を想定し、投光器及び充電器を10基購入の予定です。

災害対策基金積立てにつきましては、総務費のところでも申し上げた説明のとおりでございます。

その下、教育費の2目、事務局費に877万9,000円を追加いたします。新型コロナ地方創生交付金によるものがほとんどでございます。

17ページを御覧ください。

下の段の10款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費を691万3,000円減額いたします。人件費減により減額となっておりますが、追加補正といたしまして、新型コロナ地方創生交付金を財源としたヴォルターズや廣田彩花選手との交流会や、オンラインマラソンに関する予算を計上いたしております。

18ページを御覧いただきたいと思っております。

教育費の2目、体育施設費に3,208万円を追加します。新型コロナ地方創生交付金による和水町総合グラウンドジョギングコースへの照明等設置のための設計管理業務委託と工事請負費によるものです。

その下、災害復旧費の3目、林業施設災害復旧費に11万3,000円を追加します。主なものといたしまして、委託料の地滑り警報器等設置業務委託、中和仁区の西山地区2か所設置分でございます。

その下、工事請負費として7月豪雨によります治山・林道等小災害復旧工事は板楠、東蜻浦区、中和仁区分でございます。単県作業道復旧工事は中岳作業道分でございます。単県治山復旧工事は中和仁・上和仁分となっております。

19ページを御覧いただきたいと思っております。11款、災害復旧費、3項、文教施設災害復旧費、3目、文化財災害復旧費に109万3,000円追加します。7月豪雨による田中城址の大・小30か所の土砂崩落の復旧工事分でございます。

その下4目、社会体育施設災害復旧費に60万円を追加します。三加和グラウンドののり面と崩落5か所の災害復旧工事のための予算でございます。

以上で和水町一般会計補正予算、歳入歳出予算の補正についての説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第65号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第65号、令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,841万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出のほうから説明いたします。6ページを御覧ください。

6款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費を16万1,000円補正し、2,172万9,000円とするものです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月に予定していた住民健診を7月及び2月に延期したことに伴い、当該受診者への延期のお知らせの通知を行うなど郵送が発生したため、当初予定していた健診結果の通知や健診未受診者への勧奨通知等を実施することに通信運搬費の予算不足となったため、追加補正するものでございます。

次に、歳入を御説明します。5ページをお開きください。

10款、繰越金、1項、繰越金、2目、その他の繰越金、前年度繰越金16万1,000円を追加補正いたします。これにつきましては、歳入財源調整によるものでございます。

以上で議案第65号、令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第14 議案第66号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第66号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第66号、令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,182万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出から説明いたします。最後のページの6ページを御覧ください。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金を340万7,000円の追加補正いたします。これは、介護給付費並びに地域支援事業の令和元年度決算に伴う支払基金への返還金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。5ページを御覧ください。

8款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金の前年度繰越金を340万7,000円追加補正いたします。これは、歳出で申しあげました、支払基金への返還金に伴う財源調整となります。

以上で議案第66号、令和2年度和水町介護保険事業会補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15 議案第67号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第67号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第67号、令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。令和2年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,777万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣です。

今回の補正につきましては、主に7月末で依願退職しました介護士の人件費の減額と、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業の補正を行っております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染防止及び施設内で感染者が発生した場合の対策費とショートステイなどの在宅事業に係る送迎の際の感染防止のための車両の購入などとなっております。

まず歳出について説明をいたします。6ページを御覧ください。

歳出科目の1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、2節、給料の細説、一般職給料を164万1,000円、3節、職員手当等の細説、職員期末勤勉手当を45万8,000円、4節、共済費の細説、一般職共済組合負担金を47万5,000円減額しております。これは、退職した職員に係

る減額分となっております。

次に新型コロナ対策費として、10節、需用費の細説、消耗品で34万1,000円を増額しております。これは、使い捨てのプラスチック手袋などの購入費となっております。

次に17節の備品購入費で2,273万5,000円を増額しております。これは、陰圧型簡易折り畳み式ブースや細菌やウイルスを紫外線によって死滅させる空気循環式紫外線清浄機、感染を防止するために前・後部の座席を間仕切りした福祉車両2台の購入費などとなっております。

歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。

7款、繰越金、1項、繰越金、1節の前年度繰越金を本年度の繰越額に合わせ、27万5,000円増額しております。

次に8款、諸収入、1項、雑入、2目の国庫支出金等過年度収入で1万3,000円増額しております。これは、7月に平成28年の熊本地震で被害を受けた施設の災害復旧事業補助金に対して、国の財政上の特別措置（かさ上げ）が実施される旨の通知があり、補正を行うものです。

次に9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3節、一般会計繰入金を今回の歳入歳出額に合わせ、2,021万4,000円増額しております。

以上で議案第67号、令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第68号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第68号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第68号、令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,711万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明をいたします。予算書資料の最後のページ、6ページを御覧ください。

2款、衛生費、1項、施設管理費、1目、施設管理費、こちらを194万1,000円を増額し、2,513万3,000円となります。節区分の需用費、インフラ施設修繕料については、大藤簡易水道の配水流量計が計測不良となったために調査を行いました。変換器の故障でしたので、流量系変換器の修繕分、194万1,000円を増額しております。

次に歳入でございます。5ページを御覧ください。

5款、繰入金、1目、一般会計繰入金を188万5,000円を増額し、4,546万4,000円となります。

6款、繰越金、1目、繰越金、5万6,000円を増額し、5万7,000円となります。前年度繰越金が確定したことによるものです。

歳出で増額した額を繰入金、繰越金として増額をいたしております。

以上で、議案第68号、令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。20分から開会いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時21分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第69号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第69号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第69号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,954万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明をいたします。予算書資料7ページを御覧ください。

2款、衛生費、1項、下水道費、1目、特定地域生活排水処理施設管理費を1,518万8,000円増額し、1億305万7,000円となります。11節、役務費9万8,000円を増額しております。浄化槽設置件数増により10基分の法定検査手数料を増額しております。14節、工事請負費を1,509万円増額しております。新規住宅の申請が増加傾向にあります。10件分の浄化槽設置工事費として増額しております。

続きまして、6ページの歳入です。増額した法定検査手数料、工事請負費分の合計1,518万

8,000円の対応歳入として、受益者加入負担金150万円、増高経費負担金20万5,000円、国庫補助金354万5,000円、一般会計繰入金11万5,000円、それと前年度繰越金が確定した分2万3,000円、下水道事業債980万円を増額補正をしております。

以上で議案第69号、令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第18 議案第70号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第70号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第70号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,922万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳出のほうから御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款、総務費、2項、徴収費、1目、徴収費を19万8,000円増額補正するものです。これは、令和2年6月11日付の熊本県からの通知で、平成30年度の制度改正に伴う後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける市町村システムの対応が必要となりましたので、改修に必要な委託費を補正するものでございます。

2款、後期高齢者医療事業広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、34万6,000円を増額し、1億5,942万円となります。これは、令和元年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算が翌年度精算であるため、5月末の出納閉鎖を経て、熊本県後期高齢者医療連合会で精算分の過年度保険料負担金が確定し、不足分についての支払いが発生したものでございます。

3款、保健事業費、1項、健康保持増進事業費、1目、健康診療費を14万9,000円増額補正するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月に予定しておりました住民健診を7月と2月に延期し、当該受診者への延期のお知らせ等を郵送したため、後期高齢者健診結果の送付分等通信運搬費が不足するため、補正するものでございます。

次に歳入を説明いたします。5ページをお開きください。

4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事業費繰入金は、3 万4,000円増額補正し、1,142万1,000円となります。これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組の事業に係るものでございます。3 目、運営事業費補助金は、19万8,000円増額補正します。これは、歳出で説明いたしましたシステム改修に係る補助でございます。

5 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金、前年度繰越金46万1,000円を追加補正いたします。これにつきましては、歳入財源調整によるものでございます。

以上で議案第70号、令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第19 議案第71号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第71号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第71号、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）、総則、第1条、令和2年度和水町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和2年度和水町病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入の部でございます。

第1款、病院事業収益、既決予定額9億2,132万9,000円、補正予定額179万7,000円、計9億2,312万6,000円。

第1項、医業収益、既決予定額7億4,283万1,000円、補正予定額マイナスの287万6,000円、計の7億3,995万5,000円。

第2項、医療外収益、既決予定額1億1,567万6,000円、補正予定額422万7,000円、計1億1,990万3,000円。

第3項、健康管理センター収益、既決予定額2,568万9,000円、補正予定額44万6,000円、計2,613万5,000円。

続きまして、支出の部でございます。

第1款、病院事業費用、既決予定額9億2,132万9,000円、補正予定額179万7,000円、計9億2,312万6,000円。

第1項、医業費用、既決予定額8億5,585万5,000円、補正予定額179万7,000円、計の8億5,765万2,000円。

資本的収入及び支出の補正でございます。

第3条、予算第4条中の資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款、資本的収入、既決予定額1億7,217万円、補正予定額3,684万7,000円、計の8,643万4,000円。

第3款、国庫補助金、既決予定額1,565万7,000円、補正予定額マイナスの887万4,000円、計の678万3,000円でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款、資本的支出、既決予定額1億9,525万9,000円、補正予定額3,684万7,000円、計の2億3,210万6,000円。

第1項、建設改良費、既決予定額1億4,096万8,000円、補正予定額3,684万7,000円、計の1億7,781万5,000円となっております。

続きまして、棚卸資産購入限度額、第4条、予算第9条中、棚卸資産の購入限度額6,329万2,000円を6,464万3,000円に改める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

補正の詳細につきましては、補正予算の実施計画により説明をさせていただきます。3ページの支出の部を御覧ください。

1款、病院事業費用、1項、医業費用、2目の材料費で、医療用の機器購入で、135万1,000円の増額になっております。

3目、経費で菊水南小から譲り受けましたマイクロバスの車検整備代といたしまして44万6,000円を計上しております。

なお、収入の部につきましては前ページ、2ページの1款、病院事業収益で179万7,000円を増額しております。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。5ページの支出の部を御覧ください。

第1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、資産購入費で医療機器の購入、それから備品の購入と車両の購入に要する費用といたしまして、2,134万7,000円の増額をしております。

続きまして、2目、施設費で病院内の施設改良に1,550万円を計上しております。

資本的収入につきましては、4ページを御覧ください。

1款、資本的収入で3,684万7,000円を増額しております。

以上で、議案第71号、令和2年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第20 議案第72号 物品購入契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第72号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第72号について御説明申し上げます。

議案第72号、物品購入契約の締結について、次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

購入いたします物品名、学習用端末機。契約額、4,866万480円、税込みでございます。契約の相手方、熊本市西区上熊本1の2の6、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章夫。契約の方法は指名競争入札でございます。

提案理由でございますが、町内全ての小・中学校の児童・生徒に対しまして、1人1台の学習用端末機を整備し、ICTを活用した教育を推進するに当たりまして、地方自治法第96条、第1項、第8号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

以上で、議案72号、物品購入契約の締結についての説明を終わります。御審議の上、御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

日程第21 議案第73号 財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第73号について御説明申し上げます。

議案第73号、財産の処分について、地方自治法、第96条第1項第8号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3号の規定により、次の財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

売却する財産は、旧菊水東小学校の土地でございます。土地の所在、和水町岩尻字蔵原1030番地1、現況地目は学校用地、面積2,376㎡。和水町岩尻字蔵原1047番地1、学校用地、1万2,234㎡。和水町岩尻字蔵原1047番地3、学校用地、251㎡。合計3筆の1万4,861㎡となっております。売却の予定価格、1,500万円です。売却の相手方、熊本県山鹿市小原字山口945番地、株式会社山鹿釣具、代表取締役中宮修一。

提案理由でございますが、旧東小学校の土地を和水町学校跡地施設活用事業によって処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第73号、財産の処分についての説明を終わります。御審議の上、御承認頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第74号 財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第74号「財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建

物等)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 議案第74号について御説明申し上げます。

議案第74号、財産の無償譲渡について、地方自治法、第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

無償で譲渡する財産は、旧菊水東小学校の建物等でございます。

建物につきましては、5棟でございます。種類、校舎。構造、鉄筋コンクリート造二階建て。面積1,741㎡。体育館、鉄筋コンクリート造平屋建て、717㎡。倉庫、木造平屋建て、43㎡でございます。プール専用付属室、鉄筋造平屋建て、60㎡。便所、コンクリートブロック造平屋建て、22㎡。合計の2,583㎡でございます。

工作物につきましては、種類がプール。構造、鉄筋コンクリート造、395㎡。

無償譲渡の相手方、熊本県山鹿市小原字山口945番地、株式会社山鹿釣具、代表取締役中宮修一でございます。

提案理由でございますが、旧菊水東小学校の建物等を和水町学校施設活用事業によって無償譲渡する必要があります。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第74号、財産の無償譲渡についての説明を終わります。御審議の上、御承認頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

日程第23 議案第75号 権利の放棄（病院事業診療費）について

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第75号「権利の放棄（病院事業診療費）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第75号、権利放棄（病院事業診療費）について、提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

放棄する債権は診療費債権でございます。病院の診療費のことでございます。

放棄する内容としましては、件数にして73件、金額にしますと、731万9,798円となります。

放棄の理由としましては、時効の経過後長期間経過し、債権回収が非常に困難になっているためでございます。病院の診療代は、私の私債権ということになりまして民法での時効となり、今回の放棄に至った次第でございます。放棄の期限については、決済の日になっております。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが提案

理由でございます。

以上で、議案第75号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、承認賜りますようによろしくお願いします。

日程第24	認定第1号	令和元年度	和水町一般会計歳入歳出決算
日程第25	認定第2号	令和元年度	和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
日程第26	認定第3号	令和元年度	和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
日程第27	認定第4号	令和元年度	和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
日程第28	認定第5号	令和元年度	和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
日程第29	認定第6号	令和元年度	和水町簡易水道事業会計補正予算
日程第30	認定第7号	令和元年度	和水町下水道事業会計歳入歳出決算
日程第31	認定第8号	令和元年度	和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
日程第32	認定第9号	令和元年度	和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
日程第33	認定第10号	令和元年度	和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
日程第34	認定第11号	令和元年度	和水町病院事業会計決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、認定第1号、令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算から、日程第34、認定第11号、令和元年度和水町病院事業会計決算までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

会計管理者 泉君

○会計管理者（泉 法子君） 認定第1号の令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第10号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの10の会計について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書を付けて議会の認定に付さなければならないため、提案するものでございます。

お手元に別紙で右上に「資料」と書かれた令和元年度各会計歳入歳出決算総括表があるかと思っております。それに基づきまして説明いたします。それでは総括表を読み上げながら、提案理由の説明とさせていただきます。

各会計とも予算現額、歳入決算額、歳出決算額、繰越明許費繰越額、差引残額の順に読み上げます。

認定第1号、一般会計、88億3,178万7,000円、86億3,178万8,204円、75億8,966万2,902円、8,023万8,522円、差引残額10億4,212万5,302円。

認定第2号、国民健康保険事業会計、14億88万9,000円、12億9,475万9,351円、12億6,610万9,592円、差引残額2,864万9,759円。

認定第3号、介護保険事業会計、15億382万3,000円、15億9,996万5,036円、14億4,607万3,371円、差引残額1億5,389万1,665円。

認定第4号、特別養護老人ホーム事業会計、5億1,221万9,000円、4億9,728万447円、4億

9,700万3,995円、差引残額27万6,452円。

認定第5号、住宅用地造成事業会計、5,684万4,000円、3,284万4,000円、3,223万5,785円、差引残額60万8,215円。

認定第6号、簡易水道事業会計、6,419万5,000円、5,871万632円、5,865万2,937円、差引残額5万7,695円。

認定第7号、下水道事業会計、6,988万5,000円、6,214万2,613円、6,208万4,617円、差引残額5万7,996円。

認定第8号、特定地域生活排水処理事業会計、8,919万6,000円、8,325万61円、8,322万6,617円、差引残高2万3,444円。

認定第9号、春富財産区特別会計、28万6,000円、105万4,493円、4万5,200円、差引残高100万9,293円。

認定第10号、後期高齢者医療事業会計、1億6,316万9,000円、1億6,273万153円、1億6,007万5,592円、差引残高265万4,561円。

以上で、令和元年度の10の会計の決算の提案理由の説明といたします。

また、各委員会におきまして、各課から詳しい決算説明がありますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 認定第11号、令和元年度和水町病院事業会計決算について、提案理由の説明をいたします。

和水町立病院事業会計は、公営企業会計の全部適用を受けております。地方公営企業法第30条第4項で、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならないと規定されておりますものですから提案するものでございます。

先ほど、説明がありました総括表で説明いたします。

歳入決算額が8億7,898万4,683円、歳出決算額が8億4,826万6,261円で、差引きの3,071万8,422円の黒字となりました。

以上で、認定第11号、令和元年度和水町病院事業会計決算についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。認定第1号、令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第11号、令和元年度和水町病院事業会計決算までの審査については、休会中の常任委員会審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの審査については、休会中の常任委員会審査とすることに決定いたしました。

日程第35 陳情等の委員会付託等について

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、「陳情等の委員会付託について」は、本日までに受理した陳情等は、お手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

4日の一般質問は、午後1時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午前11時56分